

< 手続関係スケジュール表 > ※死亡日から10ヶ月以内の諸手続き完了日記載チェック

年	月	日	手 続 内 容
			死亡日
<一週間以内でする事> ※葬儀費用は控除されるので全領収書を保管			
			死亡診断書・死体検案書入手(死亡届・保険金請求等が必要なので2通入手)
			葬儀会社に連絡(霊柩車の手配、葬儀の打ち合わせ)
			死亡届(死亡当日か翌日)(市区町村役場)(葬儀会社が届ける事が多い)(7日以内)
			火葬許可書(5年間保存)・埋葬許可書(死亡届の時入手)
			通夜・葬儀の相談(喪主、世話役の決定・形式の決定)
			菩提寺(神社・教会)に連絡
			親戚・友人・会社等に連絡
			金融機関に連絡(預貯金の凍結、葬儀費用の引き出し相談)
			クレジットカード使用停止連絡
			公共料金への連絡(口座引き落とし不可能となる)(休止・名義変更の申請)
			僧侶・世話役になった方へのあいさつ(葬儀後3日以内)
			葬儀費用等の整理(相続財産から控除される)(お寺関係は領収書が出ないので出納簿に金額記載)
<四十九日までにする事> ※市区町村役場の手続きは直系親族が行うと委任状不要の為、スムーズに終了する			
			遺言書の確認(貸金庫等の確認)
			死因贈与契約書の確認
			遺産の確認、財産日録の作成
			四十九日を利用し、親族会議
			本位牌の準備
			会葬者名簿及び香典帳の整理
			香典返しの手配
			返却物の確認(免許証年金手帳・パスポート会員カード・印鑑登録証・身分証明書 他) ←
			健康保険の返却あるいは変更手続(国民健康保険、社会保険、共済保険)
			国民年金・厚生年金の停止手続(死亡後14日以内)
			健康保険への葬儀費用請求(国民健康保険:葬祭費/社会保険:埋葬費)(2年以内)
			遺族年金等の受給の手続(国民年金・厚生年金・共済年金)
			医療費自己負担高額申請(1ヶ月63,600円以上)(通知あり) ←

市区町村役場
関係の届けは
まとめて

			脱会手続(クレジットカード・スポーツジム等)
			所得税からの医療費控除手続(医療費年間支払が10万円以上の場合。但し、総所得金額200万円未満の場合はその5%相当額)(税務署)
			生命保険会社への死亡保険金請求
			失業保険受給者の資格喪失届(職業安定所)
			労災死亡による葬祭費。遺族補償年金の請求(労働基準監督署)
<相続税申告までにする事(10ヶ月以内)>			
			相続放棄・限定承認をする場合は手続(相続開始を知った時から3ヶ月以内)(家庭裁判所)
			源泉徴収票手配(死亡した年の勤め先に請求)
			固定資産税の納付(1月1日現在の所有者)
			住民税の納付
			自動車税の納付(4月1日現在の所有者)
			所得税の準確定申告(1月1日から死亡までの所得)(税務署)(相続開始翌日から4ヶ月以内)
			遺産分割協議書作成(全員の実印・印鑑証明書)
			預貯金等の名義変更(株式・社債・国債 他)
			電話加入権の名義変更
			自動車の所有権移転登録・抹消登録・納税名義変更
			貸付金・借入金権利移転の通知手続
			個人事業者の各種変更届(税務署他)
			不動産の所有権移転登記(できれば相続人全員がそろそろ機会を利用し行いましょう。)
			相続税申告書の作成(全員の押印)
			相続税の申告(相続開始翌日から10ヶ月以内)(税務署)
			このメモリアルノートを仏壇等に保管
			※12月初旬には年賀欠礼のはがき出す。仏式葬祭では1年目命日まで「服喪」期間